

日高市建設工事等特定共同企業体取扱要綱

令和2年10月5日告示第239号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設工事に伴う業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る特定共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定共同企業体」とは、経験の結集、技術の拡充強化、融資力の増強及び危険の分散を図り、建設工事等を適正、円滑かつ確実に行うことを目的として、特定の建設工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定共同企業体の運営形態)

第3条 特定共同企業体の運営形態は、原則として、各構成員が出資比率、従業員派遣等において対等の立場で一体となって建設工事等を行う共同実施方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同実施を確保し得るよう、構成員数を勘案し、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント

(2) 3社の場合 20パーセント

(対象建設工事等)

第4条 特定共同企業体の施工対象建設工事等は、道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物であって大規模なもの及び大規模建築の建設工事で設計金額が概ね2億円以上のもの又は機械器具設置工事、電気工事等で設計金額が概ね1億円以上のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の規模、性質等に照らし特定共同企業体による施工が必要と認められる建設工事等については、特定共同企業体の施工対象建設工事等とすることができる。

3 前2項に規定する場合において、単体で施工できる者がいると認められるときは、原則として単体企業と特定共同企業体との混合による入札とする。

4 市内企業（日高市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された所在地が市内である企業をいう。以下同じ。）への技術移転が期待できると認められるときは、市内企業を構成員に加えた特定共同企業体であることを入札参加資格とした施工対象建設工事等とすることができる。

(入札参加資格)

第5条 特定共同企業体は、次に掲げる要件を満たす場合でなければ入札に参加することができないものとする。

- (1) 構成員のすべてが、資格者名簿に登載された建設業者であること。
- (2) 構成員の数は、3業者以内であること。
- (3) 当該建設工事等に対応する許可業種について、構成員のすべてが許可を有した数年以上の営業年数を有すること。
- (4) 構成員のすべてが、当該建設工事等を構成する一部の工種又は業種を含む建設工事等について元請として一定の実績があり、かつ当該建設工事等と同種の建設工事等について施工した経験があること。
- (5) 構成員のすべてが、当該建設工事等に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場等に専任で配置し得る建設業者であること。
- (6) 級別格付は、A級に属する者の組合せ又はA級及びB級に属する者の組合せであること。

2 構成員は、同一の建設工事等について他の特定共同企業体の構成員となれないものとする。

3 特定共同企業体の入札参加資格審査の申請は、当該構成員のうち代表となる構成員が行うものとする。

4 特定共同企業体の構成員は、当該建設工事等に係る次に掲げる権限を代表となる構成員に委任するものとする。

- (1) 入札及び見積りに関すること。
- (2) 契約の締結に関すること。
- (3) 契約の履行に関すること。
- (4) 代金の請求及び受領に関すること。
- (5) 復代理人の選任に関すること。
- (6) 前各号に付帯する一切のこと。

(協定書等の提出)

第6条 特定共同企業体として市が発注する建設工事等に係る一般競争入札に参加し、日高市事後審査型一般競争入札要領（平成26年6月27日市長決裁）による事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書を提出するときは、特定共同企業体協定書（様式第1号）及び前条第4項の規定に係る委任状（様式第2号）を添える

ものとする。

(代表となる構成員の出資比率)

第7条 代表となる構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月5日から施行する。